

特定非営利活動法人ソーシャルイノベーション協奏バンク定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ソーシャルイノベーション協奏バンクという。また、英文名をBank of Social Innovation Concertといい、略称をBankSIUCとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都調布市調布ヶ丘一丁目5番地1 国立大学法人電気通信大学内に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を東京都調布市深大寺東町6丁目27番28号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、家庭環境や経済的問題に起因する子どもの教育・食事に関する貢献活動、高齢者の健康増進に関する活動、地域のつながり創出活動、地域住民から取得したデータを利活用することによる生活改善活動などを通じて、かけがえのない人生を浪費することなく、多くの人ワクワクするような潤いのある豊かな持続的社會を実現するために、産学官民や協奏者（主旨に賛同する人）と一緒に、社会課題の解決と経済的価値の創出、つまり、ソーシャルイノベーションを実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 科学技術の振興を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 子どもに対する支援・教育事業
- (2) 高齢者に関する健康増進事業
- (3) 地域住民のつながり創出・活性化に関わる事業
- (4) 地域住民から取得したデータ利活用に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品・飲食の販売事業
- (2) ホームページ・SNSへの広告掲載事業
- (3) コンサルティング事業
- (4) 教育研修事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 協賛会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動に参加する個人

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、

代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上5人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委

任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	松 尾 修
副代表理事	大 河 原 一 憲
同	堀 口 真 吾
理事	吉 田 美 里
同	笠 原 裕 司
同	松 浦 奈 緒 子
同	中 田 翼
監事	山 田 良 輔

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和5年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和4年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、年収が155万円以下の場合、正会員、賛助会員ともに年会費は0円とする。また、協賛会員については、年会費を0円とする。

年会費	正会員	(個人)	3,000円
	正会員	(団体)	30,000円
	賛助会員	(個人)	1,000円
	賛助会員	(団体)	10,000円

2025年度

事業計画書

特定非営利活動法人ソーシャルイノベーション協賛バンク

1 事業実施の方針

2025年度は、2024年度に引き続き東京都調布市を拠点とした「食べて測って集って 地域の健康増進拠点 深”（JIN）」を中心に多世代を対象とした健康増進と地域活性化に取り組む予定である。すでに設置済みのデジタル健康器具類（体組成、野菜摂取量、ヘモグロビン値などの測定が可能）を現在よりもさらに活用を促進するために、健康教室を開催することを計画している。また、地元商店街などとの連携強化による地域イベント開催へ協力する。

一方、人件費、原材料価格や光熱費の高騰により寄付を中心とした収益構造だけで賄うことは非常に困難であると判断し、構成員の能力やスキルを活用した事業会社等へのコンサルティングや教育研修を実施することにより、本来事業の資金として充当することを計画している。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 5,871 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子どもに対する支援・教育事業	子ども食堂の開催（深大寺東町こども食堂と協力）	2025/7 2025/10	深” (JIN)	2人	調布市 地域住民 (子ども)	16人	0
高齢者に関する健康増進事業	デジタル健康器具を設置し、体組成、緑黄色野菜摂取量、自律神経測定値、ヘモグロビン推定値などの測定値を無料でいつでも測定できる環境を提供した。また、健康増進に関わる意識を高めることを目的として、健康に良い飲食（古代小麦パンなど）を提供している。	2025/1 ～12	深” (JIN)	5人	調布市 地域住民	のべ1,000人以上を想定（地域住民のつながり創出・活性化に関する事業と合算した人数）	5,871 (地域住民のつながり創出・活性化に関する事業と合算した金額)
地域住民のつながり創出・活性化に関する事業	以下の内容を実施した。 ■地域共生に資するプログラム ・梅の湯商店会納涼祭実行委員会への参画と実行支援及び梅の湯におけるイベント開催支援 ・ランチ調布開催奥深大寺まちのハレの日に ・飲料の調達（コーヒー：Velvet Coffee、紅茶：風車） ・地元野菜の提供（こまき農園） ・古代小麦栽培教室 ■地域・生活ニーズの解決に資するプログラム ・飲食事業の提供（来店	2025/1 ～12	深” (JIN) 及び 電気通信 大学	5人	地域住民	のべ1,000人以上が利用（高齢者に関する健康増進事業とあわせた人数）	5,871 (高齢者に関する健康増進事業とあわせた金額)

	<p>者には、近隣の「野ヶ谷の郷」のような居場所には行きづらい人や、団体行動を望まない人の新たな受け皿になっている)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマホ相談・地域の困りごと解決 (300回以上対応) ・ミニイベントの開催 (地域人材の活用) <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種研究協力 ・調布市都市整備部交通対策課へのデマンド型交通実証実験に関する利用活性化支援 (新たに自治体が制作するアプリ活用支援など) ・梅の湯商店会、野ヶ谷の郷、社会福祉協議会主催イベントなどの告知及び集客 						
地域住民から取得したデータ利活用に関する事業	当年度はアプリ利用ではなく、紙に記録することから開始する。	2025/6 2025/9 2025/12	深” (JIN)	5人	地域住民	のべ 50人	
その他目的を達成するために必要な事業	現時点で実施する予定はない。						

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品・飲食の販売事業	現時点では予定なし。				
ホームページ・SNSへの広告掲載事業	下半期にホームページをリニューアルする予定だが、広告掲載は現時点では未定。				
コンサルティング事業	様々な業界の調査分析関連業務について企業等からの依頼を受託する。	2025/4~12	電気通信大学	2人	0
教育研修事業	ビジネスマン向けの教育研修について企業等からの依頼を受託する。	2025/10~12	企業からの要請による	2人	0

2026年度 事業計画書

特定非営利活動法人ソーシャルイノベーション協賛バンク

1 事業実施の方針

2026年度は、2025年度に引き続き東京都調布市を拠点とした「食べて測って集って 地域の健康増進拠点 深” (JIN)」を中心に多世代を対象とした健康増進と地域活性化に取り組むことを想定している。すでに設置済みのデジタル健康器具類 (体組成、野菜摂取量、ヘモグロビン値などの測定が可能) を現在よりもさらに活用を促進するために、健康教室などのリアル開催に加え、アプリ活用によるデータ蓄積の仕組み構築に向けたパイロットを実施する。また、地元商店街などとの連携強化による地域イベント開催へも引き続き協力する。

一方、インフレが加速することによる原材料価格や光熱費の高騰により、運営費用が大幅に増加することが見込まれる。より多くの寄付、特に企業からの寄付金を集めるために認定 NPO 法人化を目指す。また、前年度に引き続き構成員の能力やスキルを活用した事業会社等へのコンサルティングや教育研修を実施することにより、安定的な本来事業の運営資金源として確保し、充当することを計画している。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 6,782 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子どもに対する支援・教育事業	子ども食堂の開催 (深大寺東町こども食堂と協力)	2026/7 2026/10	深” (JIN)	2人	調布市 地域住民 (子ども)	16人	0
高齢者に関する健康増進事業	デジタル健康器具を設置し、体組成、緑黄色野菜摂取量、自律神経測定値、ヘモグロビン推定値などの定量値を無料でいつでも測定できる環境を提供した。また、健康増進に関わる意識を高めることを目的として、健康に良い飲食(古代小麦パンなど)を提供している。	2026/1 ~12	深” (JIN)	5人	調布市 地域住民	のべ 1,000人 以上を 地域住 民が な出 化に 関する 合算 人数)	6,782 (地域住 民のつ ながり 創出・活 性化に 関する 事業と 合算した 金額)
地域住民のつながり創出・活性化に関する事業	以下の内容を実施した。 ■地域共生に資するプログラム ・梅の湯商店会納涼祭実行委員会への参画と実行支援及び梅の湯におけるイベント開催支援 ・ランチ調布開催奥深大寺まちのハレの日出店 ・飲料の調達 (コーヒー: Velvet Coffee、紅茶: 風車) ・地元野菜の提供 (こまき農園) ・古代小麦栽培教室	2026/1 ~12	深” (JIN) 及び 電気通信 大学	5人	地域 住民	のべ 1,000人 以上が 利用 (高齢者 に関する 健康増 進事業 とあ わせた 人数)	5,871 (高齢者 に関する 健康増 進事業 とあ わせた 金額)

	<p>■地域・生活ニーズの解決に資するプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食事業の提供（来店者には、近隣の「野ヶ谷の郷」のような居場所には行きづらい人や、団体行動を望まない人の新たな受け皿になっている） ・スマホ相談・地域の困りごと解決（300回以上対応） ・ミニイベントの開催（地域人材の活用） <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種研究協力 ・調布市都市整備部交通対策課へのデマンド型交通の利用促進 ・梅の湯商店会、野ヶ谷の郷、社会福祉協議会主催イベントなどの告知及び集客 						
地域住民から取得したデータ利活用に関する事業	アプリ利用によるデータ蓄積に関するパイロットを実施する。	2026/7～12	深” (JIN)	5人	地域住民	のべ 20～50 人程度	
その他目的を達成するために必要な事業	現時点で実施する予定はない。						

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品・飲食の販売事業	現時点では予定なし。				
ホームページ・SNSへの広告掲載事業	広告掲載は現時点では未定。				
コンサルティング事業	様々な業界の調査分析関連業務について企業等からの依頼を受託する。	2026/1～12	電気通信大学	2人	0
教育研修事業	ビジネスマン向けの教育研修について企業等からの依頼を受託する。	2026/1～12	企業からの要請による	2人	0

2025年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人ソーシャルイノベーション協奏バンク

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益		4,566,500		700,000	5,266,500
1 受取寄附金		2,900,000		0	2,900,000
受取寄附金（個人）	500,000				
受取寄付金（法人）	2,400,000				
2 受取助成金等		300,000		0	300,000
受取補助金（調布市）	300,000				
3 事業収益		1,366,500		700,000	2,066,500
居場所売上事業収益	800,000				
健康教室支援事業収益	566,500				
コンサルティング・教育事業			700,000		
経常収益計		4,566,500		700,000	5,266,500
【B】 経常費用		5,871,840		0	5,871,840
1 事業費		5,600,000			
(1) 人件費		1,800,000			1,800,000
給料手当	1,800,000				1,800,000
(2) その他経費		3,800,000			3,800,000
旅費交通費	50,000				50,000
通信費	120,000				120,000
水道光熱費	400,000				400,000
地代家賃	1,380,000				1,380,000
広告宣伝費	100,000				100,000
委託費	500,000				500,000
材料費	500,000				500,000
修繕費	300,000				300,000
消耗品費	250,000				250,000
保険料	50,000				50,000
雑費	150,000				150,000
事業費計		5,600,000			5,600,000
2 管理費		271,840			
(1) その他経費		271,840			271,840
地代家賃	271,840				271,840
管理費計	271,840	271,840			271,840
経常費用計		5,871,840			5,871,840
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		-1,305,340		700,000	-605,340
【C】 経常外収益		0		0	0
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用		0		0	0
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		700,000		-700,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		-1,305,340		0-700,000	-605,340
法人税、住民税及び事業税・・・⑤		-605,340			75,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					4,780,115
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					4,099,775

2026年度 活動予算書 (その他事業がある場合)

特定非営利活動法人ソーシャルイノベーション協奏バンク

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益		5,300,000		1,200,000	6,500,000
1 受取寄附金		4,100,000		0	4,100,000
受取寄附金 (個人)	500,000				
受取寄付金 (法人)	3,600,000				
2 事業収益		1,200,000		1,200,000	2,400,000
居場所売上事業収益	1,200,000				
コンサルティング・教育事業			1,200,000		
経常収益計		5,300,000		1,200,000	6,500,000
【B】 経常費用		6,781,600		0	6,781,600
1 事業費		6,280,000			6,280,000
(1) 人件費		1,800,000			1,800,000
給料手当	1,800,000				1,800,000
(2) その他経費		4,480,000			4,480,000
旅費交通費	50,000				50,000
通信費	120,000				120,000
水道光熱費	440,000				440,000
地代家賃	1,380,000				1,380,000
広告宣伝費	100,000				100,000
委託費	500,000				500,000
材料費	840,000				840,000
修繕費	500,000				500,000
消耗品費	300,000				300,000
保険料	50,000				50,000
雑費	200,000				200,000
事業費計		6,280,000			6,280,000
2 管理費		501,600			501,600
(1) その他経費		501,600			501,600
地代家賃	501,600				501,600
管理費計	501,600	501,600			501,600
経常費用計		6,781,600			6,781,600
当期経常増減額 【A】 - 【B】・・・①		-1,481,600		1,200,000	-281,600
【C】 経常外収益		0		0	0
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用		0		0	0
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		1,200,000		-1,200,000	0
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④		-281,600		0	-281,600
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					75,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					4,099,775
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					3,743,175